

「風車のひまわりガーデン」における 移動販売車（キッチンカー）の募集について

ふるさと広場では、7/9～7/31に「風車のひまわりガーデン」を開催予定ですが、来場者の満足度向上を目的として、ふるさと広場駐車場に飲食物を提供できる移動販売車（キッチンカー）を募集します。

出店をご希望の事業者は下記要件をご覧ください佐倉市観光協会まで申請してください。

1. 募集概要

（1）出店期間

令和4年7月9日（土）～7月31日（日）（全23日間）

※上記期間の希望日に出店していただきます。（希望日は出店決定後にお聞きします。）

（2）出店場所

ふるさと広場（佐倉市臼井田 2714）



（3）出店時間

10時から16時まで（準備・撤収作業は含みません）

（4）出店料

佐倉市観光協会会員の方：2万円 それ以外：3万円

※出店料は出店初日に現金にて徴収いたします

（5）募集品目

飲食物（酒類、ソフトクリーム、アイスクリーム、かき氷は除く）

（6）募集事業者数

各日6事業者（台）まで

※超えた場合は抽選となります（佐倉市観光協会会員優先）

2. 出店者条件等

(1) 出店者の条件について

出店申込ができる事業者は、下記の全てを満たす方に限ります。

- ・市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること (要コピー提出)
- ・食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有する者であること (要コピー提出)
- ・出店期間の始期において営業許可証の期限が有効であること
- ・保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理）ができるもの
- ・ＰＬ保険に加入していること (要コピー提出)
- ・その他営業に必要な許可や資格を有するもの

(2) 出店者の制限について

下記のいずれかに該当する事業者は、申込をすることができません。

- ・公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体またはそこに属するもの
- ・会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるもの
- ・代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者であるもの
- ・その他佐倉市観光協会が適切でないと認めるもの

3. 出店に関する条件について

出店の際には下記事項を遵守してください。

- ・移動販売車（キッチンカー）設置スペースは禁煙とすること
- ・営業のために必要なすべての費用を出店者の負担とすること
- ・出店者はゴミ箱を設置することとし、排出したゴミは出店者の責任と負担により適切に処理をすること
- ・周辺の清掃等に協力すること
- ・火気を扱う場合は必ず消火器等を設置すること
- ・使用期間が満了したとき、または使用許可が取り消されたときは、出店者の負担により、佐倉市観光協会が指定する期日までに使用箇所を現状に回復すること
- ・出店者の責めに帰する理由により、施設等を滅失・損傷した場合は、出店者が当該滅失・損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと（施設等を現状に回復した場合はこの限りではない）

4. その他事項

- ・申請者は本人（法人の場合は代表者）のみとする
- ・荒天の場合は、市佐倉市観光協会協議のうえ休業日とすることができるものとする
- ・会場に電気設備や水道設備はないため、発電機等は出店者が用意すること
- ・佐倉市観光協会が出店を不適当と判断した場合は、使用許可を取り消すことができるものとする
- ・その他定めのない事項が発生した場合は、法令に定めるもののほか、佐倉市観光協会と出店者の協議において処理するものとする
- ・新型コロナウイルス感染症対策を行うこと

5. 申請手続き等

(1) 募集期間

令和4年5月16日（月）から令和4年5月27日（金）17時まで （必着）
（抽選となった場合は、5月30日以降に抽選の結果をご連絡します。）

(2) 申請書類

- ・ 出店申請書（観光協会 HP よりダウンロードしてください）
- ・ 営業許可証一式の写し
- ・ 食品衛生責任者の写し
- ・ PL 保険証書の写し
- ・ 販売車写真画像（車幅、車長を記入）

(3) 申請書類提出先及び問い合わせ先

〒285-0014

佐倉市栄町 8-7 佐倉市観光協会（担当：熊倉）

電話：043-486-6000 FAX：043-486-6063

Mail：sakurashi-kankou@catv296.ne.jp